



目次

規 則	ページ
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託（政策企画課）	1
◎「企業版ふるさと納税」に係る寄附金の収納事務の委託（ 〃 ）	1
◎「高知県電子申請サービス」に係る使用料等の指定納付受託者の指定（会計管理課）	1
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員補欠選挙の選挙運動の収支報告	2
高知県人事委員会訓令	
◎高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令	3

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第47号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第48号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第103条第1項中「適宜」を「年1回（あらかじめ会計管理局長の承認を得た普通物品にあっては、会計管理局長が認める期間内に1回）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第262号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定の例により告示する。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる		
東京都品川区上大崎三丁目1番1号	株式会社トラストバンク		
東京都渋谷区桜	株式会社アイモ		

丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟2階	パイル		
東京都中央区日本橋二丁目14番1号	ANAあきんど株式会社		
東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル7階	READYFOR株式会社		

高知県告示第263号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき「企業版ふるさと納税」に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定の例により告示する。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号 スカイビル	株式会社カルティブ	クレジットカードを利用して納付される「企業版ふるさと納税」に係る寄附金の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

高知県告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和6年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	「高知県電子申請サービス」によるインターネットを利用して納付される使用料及び手数料並びに実費を勘案して定めた費用	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
--------------------------------	----------	----------------------------------------------------------	-----------------------

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第21号

令和5年10月22日に執行された高知県議会議員補欠選挙において選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

令和6年4月1日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和5年10月22日執行 高知県議会議員補欠選挙（須崎市選挙区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,314,700円
- 報告書の要旨

候補者氏名	竹内 健造	所属党派	無所属	期間	令和5年9月29日から 令和5年10月21日まで
出納責任者氏名	中平 美奈			第1回分	

収入			支出	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額） 円		円
		0	人件費	0
			家屋費	9,177
			選挙事務所費	9,177
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	6,276
			印刷費	176,000
			広告費	77,440
			文具費	0
			食糧費	5,850
			宿泊費	0
			雑費	11,754
その他の寄附		0		
その他の収入		110,497		
今回計		110,497	今回計	286,497
前回計		0	前回計	0
総計		110,497	総計	286,497

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	176,000円
	計	176,000円

報告書受理年月日	令和5年10月31日	第1回 報告分
----------	------------	---------

人事委員会訓令

高知県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程（昭和45年12月高知県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第14号ア中「、賃金」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。